

2026年7月3日
東北電力株式会社

小型無人機等飛行禁止法の改正による 当社原子力発電所敷地および周囲上空の対象地域拡大について

「小型無人機等飛行禁止法^{*}」に基づく対象原子力事業所として、2016年5月23日に当社の女川原子力発電所および東通原子力発電所が指定されました。

(2016年5月24日お知らせ済み)

2026年7月3日、小型無人機等飛行禁止法の改正に基づき、当社原子力発電所における小型無人機等（ドローン等）の飛行禁止範囲の変更について告示（令和8年国家公安委員会告示第三十号）がありました。

これまでは当社原子力発電所敷地およびその周囲おおむね300メートルの上空を飛行禁止範囲としていましたが、今回の法改正により、2026年7月14日から当該発電所敷地およびその周囲おおむね1,000メートルの地域の上空に変更されます。

なお、上記法律に基づく適用除外のため、飛行に係る当社の同意を得る場合は、下記の連絡先までご連絡をお願いいたします。

※重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律

以上

【連絡先】

東北電力株式会社原子力部 （代表）022-225-2111

【参 考】

- ・ 国家公安委員会告示（令和8年国家公安委員会告示第三十号）
- ・ 令和8年の小型無人機等飛行禁止法改正内容（警察庁ホームページ）
- ・ 対象施設周辺地域（国土地理院）

[女川原子力発電所周辺](#)

[東通原子力発電所周辺](#)